

議提第9号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年11月30日 提出

提出者	北本市議会議員	高橋伸治
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	村田裕子
賛成者	北本市議会議員	金森すみ子
賛成者	北本市議会議員	岡村有正
賛成者	北本市議会議員	松島修一
賛成者	北本市議会議員	日高英城
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	今関公美
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	滝瀬光一
賛成者	北本市議会議員	諏訪善一良
賛成者	北本市議会議員	大嶋達巳
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	加藤勝明
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一

北本市議会議長 工藤日出夫 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。